



2024年3月1日

各 位

会 社 名 NIPPON EXPRESS ホールディングス株式会社  
代表者名 代 表 取 締 役 会 長 齋 藤 充  
(コード：9147、東証プライム市場)  
問合せ先 コーポレートコミュニケーション部長 富田 美貴  
(TEL. 03-5801-1000)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2024年3月28日開催予定の第2回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

2024年1月19日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」で開示いたしましたとおり、当社は、経営体制のグローバル化と継続的なコーポレート・ガバナンスの向上を図るため、意思決定の迅速化と取締役会のモニタリング機能強化を目的に、2024年3月28日開催予定の第2回定時株主総会で承認可決されることを条件として、監査等委員会設置会社へ移行することを決定しました。

これに伴い、当社定款につきまして、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設、重要な業務執行に関する決定の取締役への権限委任に関する規定の新設、監査役会および監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

また、役員体制の適正化を図るため、取締役の員数および役付取締役に関する規定の変更を行うとともに、その他、上記の変更および附則の項目削除等に伴い、条数の整備等の所要の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

#### 3. 日程

取締役会決議日	2024年3月1日
定款変更のための株主総会開催日	2024年3月28日(予定)
定款変更の効力発生日	2024年3月28日(予定)

以 上

【別紙】

(下線部が変更箇所であります。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第4条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第5条～第8条 (条文省略) (株主名簿管理人)</p> <p>第9条 (条文省略)</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3 (条文省略) (株式取扱規程)</p> <p>第10条 当会社の株式に関する取扱い等およびその手数料は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第11条～第14条 (条文省略)</p> <p>第15条～第16条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第17条 (条文省略) (取締役の員数)</p> <p>第18条 当会社の取締役は、<u>15</u>名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第4条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第5条～第8条 (現行どおり) (株主名簿管理人)</p> <p>第9条 (現行どおり)</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、<u>取締役会の決議または取締役会の決議によって委任を受けた取締役の決定</u>によって定め、これを公告する。</p> <p>3 (現行どおり) (株式取扱規程)</p> <p>第10条 当会社の株式に関する取扱い等およびその手数料は、法令または本定款に定めるもののほか、<u>取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役の</u>定める株式取扱規程による。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第11条～第14条 (現行どおり)</p> <p>第15条～第16条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第17条 (現行どおり) (取締役の員数)</p> <p>第18条 当会社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) は、<u>10</u>名以内とする。</p> <p>2 当会社の<u>監査等委員である取締役は、6名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第19条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議</u>によって選任する。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p>

<p>(取締役の任期)</p> <p>第 20 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 21 条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 取締役会は、その決議によって、<u>取締役社長 1 名を選定し、また、必要に応じ、取締役会長 1 名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> <p>第 22 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 23 条 <u>取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役</u>に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役および<u>監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第 24 条～第 26 条 (条文省略)</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第 20 条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>4 <u>会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 21 条 当社は、取締役会の決議によって、<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 取締役会は、その決議によって、<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u>または執行役員の中から社長 1 名を選定し、また、必要に応じ、取締役会長 1 名を選定することができる。</p> <p>第 22 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 23 条 取締役会の招集通知は、各取締役に對し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第 24 条～第 26 条 (現行どおり)</p>
--	---

<p>(新 設)</p>	<p><u>(取締役への委任)</u></p>
	<p><u>第 27 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(取締役の報酬等)</u></p>
	<p><u>第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>第 27 条 (条文省略)</p>	<p>第 29 条 (現行どおり)</p>
<p><u>第 5 章 監査役および監査役会</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(監査役および監査役会の設置)</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>第 28 条 当社は監査役および監査役会を置く。</u></p>	
<p><u>(監査役の数)</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>第 29 条 当社の監査役は、5 名以内とする。</u></p>	
<p><u>(監査役の選任)</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>第 30 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p>	
<p><u>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	
<p><u>(監査役の任期)</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>第 31 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p>	
<p><u>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	
<p><u>(常勤の監査役)</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>第 32 条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>	

<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p>第 33 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(監査役会規程)</u></p> <p>第 34 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(監査役会の決議の方法)</u></p> <p>第 35 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p>第 36 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第 5 章 監査等委員会</p> <p><u>(監査等委員会の設置)</u></p> <p>第 30 条 当社は監査等委員会を置く。</p> <p><u>(常勤の監査等委員)</u></p> <p>第 31 条 監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</p> <p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p>第 32 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、</p>

	<p>緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> <p><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p>第33条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p> <p><u>(監査等委員会の決議の方法)</u></p> <p>第34条 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第35条～第37条 (現行どおり)</p> <p><u>(会計監査人の報酬等)</u></p> <p>第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p>第7章 計算</p> <p>第39条～第42条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p>第1条 当社は、第2回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 第2回定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第36条第2項の定めるところによる。</p>

(新 設)

(新 設)

第6章 会計監査人

第37条～第39条 (条文省略)

(新 設)

第7章 計算

第40条～第43条 (条文省略)

附則

(新 設)

第6章 会計監査人

第35条～第37条 (現行どおり)

(会計監査人の報酬等)

第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計算

第39条～第42条 (現行どおり)

附則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第1条 当社は、第2回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 第2回定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第36条第2項の定めるところによる。

<p><u>(附則等の削除)</u></p> <p><u>第7条 本附則第1条および第5条および第6条は、当会社の成立後最初の定時株主総会の終結の時をもって削除する。</u></p> <p><u>2 本附則第2条第1項および第3条は、当会社の2023年12月末日で終了する事業年度にかかる定時株主総会の終結の時をもって削除する。</u></p> <p><u>3 本附則第2条第2項は、本制度終了時（ただし、当会社の株主総会において本制度の変更または継続に関する議案が付議され承認された場合には、当該承認の時）をもってこれを削除する。</u></p> <p><u>4 第14条の2（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）および本附則第4条は、施行日から9ヶ月を経過した日をもって削除する。</u></p>	<p>(削除)</p>
--	-------------